

令和4年度子どもの権利擁護部会の開催状況について

1 所掌事項

- ①施設入所など児童相談所の措置が、児童や保護者の意向と一致しない事例や子ども家庭総合支援センター所長が必要と認める事例について、諮問を受けて答申すること。
- ②板橋区の子どもの権利擁護事業において解決が特に困難な事例について、諮問を受けて答申すること。
- ③被措置児童等虐待に係る措置について報告を受けること。また、その措置について意見を述べること。
- ④立入調査や一時保護の実施状況等の報告を受けること。

2 開催状況

(1) 開催回数

4回

(2) 審議件数

(1) 児童又はその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない事例	5件
(2) 子ども家庭総合支援センター所長が必要と認める事例	2件
(3) 板橋区子どもの権利擁護事業において、解決が特に困難な事例	0件
(4) 緊急を要し、諮問するいとまがなく、事後報告となった事例	0件
計	7件

(3) 被措置児童等虐待の状況報告

受理 件数	調査 済み	虐待 該当	虐待該当内訳			
			社会的養護 関係施設	里親等	一時保護 施設等	障害児 施設等
4件	3件	2件	2件	0件	0件	0件

※調査済みの件数は、令和5年1月末現在

※受理及び調査済み件数のうち、2件については、東京都において受理及び調査等を実施した被措置児童等虐待の案件を板橋区が引き継いだものである

被措置児童等虐待とは（児童福祉法第33条の10）

被措置児童等虐待とは、施設職員等が被措置児童等に行う次の行為をいいます。

- ① 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- ④ 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。